

<飲酒運転根絶誓約書>

私は、自らが飲酒運転を行わないことや、酒気を帯びた運転者が運転する車両に同乗しないなど、道路交通法に定める関係規定を遵守することはもとより、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」を遵守し、飲酒運転根絶道民宣言に率先して取り組むとともに、「職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項」（裏面）を遵守することを誓います。

<飲酒運転根絶道民宣言>

- 一 私たちは交通ルールを遵守し、飲酒運転をしません。
- 一 飲酒運転を行うおそれのある人に対し、車両や酒類を提供しません。
- 一 飲酒運転の車両には同乗しません。
- 一 飲酒の場には車で行かない、行かせません。
- 一 やむを得ず車で行ったときは、公共交通機関や代行運転などを利用します。
- 一 飲酒運転を発見したときは、警察へ通報します。
- 一 「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という強い気持ちを持ち続け、北海道から飲酒運転をなくします。

年 月 日

氏 名

職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項

職員は、「飲酒運転根絶道民宣言」に掲げられた「飲酒の場には車で行かない、行かせません。」を原則とし、「やむを得ず車で行ったときは、公共交通機関や代行運転などを利用」する場合にあっても、次の事項に留意し、飲酒運転の根絶に取り組めます。

1 共通事項

(1) 「飲酒の場」とは

「道民宣言」中の「飲酒の場には車で行かない、行かせません。」における「飲酒の場」とは、飲酒することを目的とした場には車で行かないとの趣旨であることから、居酒屋、食堂、レストラン、喫茶店、友人宅等も含め、飲酒を目的として行く「場所」を「飲酒の場」とする。

(2) 次の場合はこの取扱の対象外とする。

① 体質的にアルコール飲料を摂取できない者

② 飲酒をしないことを前提に参加し、飲酒しない者（※ハンドルキーパーも含む。）

※ ハンドルキーパーとは、車で仲間と飲食店などに行く場合に、お酒を飲まないで仲間を自宅等まで送り届ける人のことをいう。なお、ハンドルキーパーを含め、飲酒をしないことを前提に車で参加した者は、その旨をその他の参加者に告知し、理解、協力を得ること。

③ 飲酒をしたところに宿泊する者

※ 翌日、自動車を運転する前日には、過度な飲酒を避け、運転前8時間以内における飲酒を控えること。（「決意と行動」に基づき留意）

2 飲酒の場に車で行くことを「やむを得ない」とする条件

区 分	「やむを得ない」と認められる場合	その場合の必要な条件
業務に関連した行動（親睦会、会議後の懇親会など）	次のいずれかに該当する場合 ① 勤務地の交通事情に照らして、「通勤において自宅から職場まで」又は「職場から飲酒の場まで」の移動において、公共交通機関の利用及びタクシーの利用が著しく困難な場合 ② 「障がい等を有するため」、「日常生活において子どもの送迎や親族等の介護等のため」又は「飲酒の場までの物資等の運搬のため」、公共交通機関を利用することが著しく困難で、かつ、タクシーの利用の負担が大きい場合	・飲酒前に、運転代行を手配し又はハンドルキーパーを確保していること。 ・管理職員、幹事職員をはじめ、各職員が運転代行手配の状況やハンドルキーパーが飲酒していないかどうか相互に声かけ、目配りを行うとともに、代替手段による帰宅を見届けること。
私的な行動	「やむを得ない」かどうかの判断については、目的、その時々々の状況、地域事情等も様々であることから、最終的には、職員としての自覚とモラルをもって対応すること。 なお、その場合にあっても、飲酒前に、運転代行を手配し又はハンドルキーパーを確保すること。	